

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人 やまなみ会

- ・ 障害者支援施設 阿蘇くんわの里
- ・ 多機能型事業所 阿蘇くんわの里

## 目 次

1	はじめに	.....	1
2	施設理念	.....	1
3	重点項目（事業目標）	.....	2
4	事業別事業計画		
	（1） 障害者支援施設	.....	3
	（2） 多機能型事業所	.....	3.4
	（3） 医務	.....	5
	（4） 給食	.....	6
5	虐待防止委員会	.....	7
6	施設内研修・施設行事	.....	8

## 1 はじめに

昨年度に引き続き、新型コロナウイルスによる影響が大きく、作業量の確保が難しい状況である。また、高齢化に伴う ADL の低下および病気による入院の増加が著しく、2年連続で大きく収入減となっている。国の規制緩和により阿蘇地域の観光客は増えているが、社会情勢、経済状況も大きく変わることなく、厳しい状況は続くこと、物価高の影響による経費の増加も考えられることから職員の原価、コスト意識を高め、支出の削減に取組み、経営の安定化を図る。

また、障害者の住まいについて国の方針は地域移行、施設整備は原則認めない方向に舵が切られている。このことを踏まえ、阿蘇くんわの里としては今後重度の障害者等の在宅では厳しい方を受け入れることが障害者支援施設の役割として認識し、職員の資質、技術の向上、勤務体制の見直し、職員の垣根を超えた連携など今まで以上に進めていく必要があると考えられる。

令和4年度より虐待身体拘束委員会が発足し、今年度は職員への周知徹底し、利用者-職員間でお互いに信頼できる関係を築いていく。そして、コロナ禍で行事の中止や外出、外泊、面会の制限を余儀なくされていたが、国の方針もあり、コロナ、インフルエンザ感染に注視しながら、制限を減らし、利用者の方が楽しめる生活環境の構築を行っていく。

## 2 施設理念

- |          |  |
|----------|--|
| 1 生命の尊厳  | 利用者一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。            |
| 1 利用者主体  | 利用者の個性を重んじ、主体性・可能性を尊びます。                 |
| 1 人権尊重   | 利用者に対するいかなる差別・虐待・人権侵害も許さず、人としての権利を尊重します。 |
| 1 社会参加   | 利用者が一市民として、社会生活できるように支援します。              |
| 1 働く喜び   | 利用者が生産を通じて勤労の喜びを実感できるよう支援します。            |
| 1 経営の効率化 | 利用者の安定した生活が継続できるよう、効率的な経営を目指します。         |

### 3 重点目標

#### (1) 利用者満足度の向上

- ・ コロナ禍で外出や外泊、面会等さまざまな場面で制限をしてきたが、国の方針に基づき、買い物支援や外出イベント等を積極的に行っていく、利用者の方が楽しんで入所生活が送れるよう支援を行っていく。
- ・ 利用者一人ひとりの能力に合わせた作業の提供および創作活動、レクレーション、リハビリを充実させ、ニーズに出来る限り合わせた作業種の選定を行っていく。
- ・ 高齢化や障害の重度化に伴い体調の変化の把握に努め、各部署、医療機関との連携を図り、必要な処置を講ずる。

#### (2) 職員の資質向上

- ・ 物価高による材料仕入れ価格の高騰が考えられるため、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、材料の購入ができるように指導を行っていく。また、そのような研修にも積極的に参加し、現場で実践できる人材育成に取り組む。
- ・ 虐待身体拘束研修等を通じて人権を尊重した利用者支援に取り組む。
- ・ 利用者に寄り添った支援、利用者ニーズに応える支援、安心安全を提供できる支援を実施するため、施設内研修を行う。
- ・ 意識向上の為、実務者研修や社会福祉主事等の資格習得について奨励していく。

#### (3) 経営の安定化・適正化

- ・ 就労事業については作業量の確保に努めると共に効率を上げ、特に材料の無駄をなくし、経費削減に取り組む。
- ・ 定員割れの事業がある為、相談事業所や支援学校との連携を図り、体験・実習を積極的に受入れ利用者の獲得を行っていく。

#### 4 事業別事業計画

##### 【Ⅰ】障害者支援施設 阿蘇くんわの里

###### 施設入所支援 定員 40 名・短期入所支援 併設 1 名

具体的取組

- ① 入浴、排泄、水分摂取、食事、その他活動の声掛けの漏れがないようチェックシートを用いての支援の徹底。
- ② 居室の整理整頓及び衣替えについて年間のスケジュールを決め、記録とする。
- ③ 毎日の健康観察を行うと共に利用者の状態確認をこまめに行い、体調の変化に即対応できる環境を構築する。必要に応じて看護師との連携を図り、病院受診につなげる。また、ウォーターサーバーを設置し、給水量のチェックを行うと共に災害時の備蓄水も兼ね備える。
- ④ 高齢化に伴い、居室にこもりがちになる為、30 分程度の散歩や軽運動を組み込む。また、柔道整体師によるマッサージや軽運動を週 1 程度取り入れる。
- ⑤ 服薬に関してはマニュアルの読み合わせを行い、顔、名前、服薬確認を 2 名の職員体制で行いながら実行する。
- ⑥ 口腔ケアを定期的な訪問時に Dr. の指導を仰ぎ、口の健康を維持し、全身の健康を守る。

###### 生活介護事業 定員 40 名

作業場ではフルーツネットの折曲げを中心に熊鯉の餌の袋詰めを例年通り行うと共に作業に参加されない利用者を対象にレクリエーションの幅を広げ、楽しみを持って、活動に参加できるように行っていく。また、作業を 15 時までとしてレクリエーション（ゲーム、カラオケ、散歩 等）を計画し利用者の方が把握できるように週間及び月間で廊下に張り出し、実行できる環境の構築に取り組む。

##### 【Ⅱ】多機能型事業所 阿蘇くんわの里

現在、就労継続支援 B 型と生活訓練事業で編成しており、生活訓練については利用者が 2 年間で終了してしまう為、相談支援事業所や支援学校等との連携を図ったうえで利用者の獲得を行っていく。

###### 生活訓練事業 定員 6 名

利用者および家族の意向を尊重し、心身の安定を維持しながら個々の要望に沿うことが出来る支援に努める。

- ① 利用者の障害特性、性格を把握しながら日常の生活リズムが整うよう毎朝の心身確認・声掛けを行い、情緒の安定した状態で訓練及び作業等の活動に取り組む。
- ② 身の回りの事が利用者自身で行える様また、自分で気が付き、動く事が出来るよう支援に努める。
- ③ 作業前の精神・身体状態を把握し常に声掛けを行い、落ち着いた状態で作業等の

日中活動に終日参加出来るように努める。

- ④ 就労意欲を高め、持続した作業ができるよう、技術的な取得（パソコン入力業務など）講習なども行っていく。

### **就労継続支援B型事業 定員 34名**

現在定員以上の利用者に在籍していただいているが、ここ数年の新型コロナウイルスの影響により、作業受注状況の変動、また経済状況の変化もあり経費の高騰などで、今後作業単価の見直しを行い、収益アップに繋げていきたい。また、長期入院者やB型での作業が障害的に難しい利用者は、本人の意向を聞きながら事業変更等を考慮していく必要がある。また、インボイス制度が10月より開始することに伴い伝票等を含め、各取引業者への周知を図る。

#### ① 自主生産班（馬油製品）

ここ数年のコロナの影響により、馬油の収益が低下傾向にあったが、自粛緩和もあり前年度の商品売り上げは増加傾向にある。しかし、経済状況の変化により物価の高騰などで資材、原料も大幅に価格が上がっている為、今後、原価・売価・容器の見直しを行い収益向上に努める。

営業に関しても、各販売店舗へ巡回をこまめに行い販売・売上向上に繋がるレイアウト等を展開することで顧客増加に繋げていく。新規販売店舗の契約も目指す。

#### ② 下請班

昨年は依然としてコロナ渦ではあったが、政府の民間への旅行支援等もあり、観光客の増加によって受注していた作業も増えた。また、新規で阿蘇薬草園の作業受託が入り不定期ではあるが年間通してみると売上、作業の増加に繋がっている。本年度も、赤水駅、内牧駅のトイレ清掃作業の役務は継続して行っていく。今後も作業を通して、利用者のスキルアップ、工賃向上に繋げていく。

#### ③ 縫製班

昨年はコロナ渦ではあったが行政からの外出緩和もあり、受注先の宿泊者増加、また新規の契約も取れたことで作業量は増加した。しかし、経費高騰が続く中、今後作業単価の見直しを行い経費削減にも努め、収益アップに繋げるとともに利用者の工賃向上を目指していく。また、利用者の作業内容の見直しを行い、今まで出来なかった工程にも挑戦してスキルアップや意欲にも繋げられるよう支援をしていく。

### **重点的取組**

- ・原材料、水道光熱費 等の高騰及びインボイス制度が開始されるのに伴い、税抜価格、消費税での価格設定及びプライスカードの変更を行っていく。
- ・馬油製品を OEM として宣伝を行い、拡充に努める。
- ・作業単価の見直し及びB型各班の作業量を共有し当日の体制を決定し、作業効率向上に努める。

## 医 務

各関係部署及び医療機関と連携を図り、利用者の日々の健康管理、心身状況の把握に努め、利用者が健やかに生活していただけるよう下記の徹底を行っていく。

- ① 高齢化や障害の重度化に伴い必要な医療行為の充実化に努める。
- ② 安心安全に施設生活を送れる様に協力医のサポートを受け支援する。
- ③ 保健管理の実施を徹底する。
  - ・健康診断の実施（年1回 ※ただし入所利用者・夜勤者に関しては2回）  
→通所利用者に関しては希望者のみ
  - ・検診の結果で異常がみられた方は速やかに再検査を行う。
  - ・定期服薬者（入所利用者）は定期受診を1～2ヶ月に1度行う。
  - ・利用者の病院受診に関して本人のニーズに合わせ迅速に対応する。また、慢性疾患を持つ利用者は定期受診とそれに伴った付き添い支援を行った上で、速やかに家族・栄養士・支援員との情報共有並びに連携を図り、支援を行う。
  - ・服薬変更があった場合、申し送りノートに記入し、職員で情報の共有化を図る。
- ④ 健康観察
  - ・入所者の障害・疾病・疾患等の程度・高齢による身体機能・生活機能・認知機能低下に関わらず基本的人権を有する個人としての尊厳に相応しい安穏な生活が出来る様に支援員と共に努めて行く。又、急変時には主治医へ速やかに報告・指示を仰ぎ対応する。
  - ・毎日のバイタル確認・歯磨き指導と口腔ケア・口腔体操・リハビリ体操・リズムダンスの充実
- ⑤ 体重測定
  - ・毎月初めに実施（ただし身長は4月のみ）
- ⑥ 感染予防
  - ・施設内感染予防の為、手指消毒液の設置及び説明し指導する
  - ・こまめな手洗い・うがいの声掛け・咳エチケットの指導・マスク着用徹底
  - ・各居室の換気・温度調節（毎日）
  - ・ハンカチやタオルは自身の物を使用する
  - ・衣類やその他の備品を清潔に保つ
  - ・オゾン除菌にて施設内の消毒の徹底（週3回）
  - ・公用車の内装消毒及びオゾン消毒の徹底
  - ・インフルエンザ若しくは新型コロナウイルスの感染症等の拡大が見られた場合、早急に感染対策の実施・予防案を立て施設内への感染防止に努め、職員へ正確な情報の周知徹底を図る。

**給食**

昨年度の嗜好調査の結果、給食を楽しみにされておられる利用者は8割で、そうでない方もいることが分かった。このことを踏まえ、味付けや食事量、調理方法を見直し、興味を持ってもらえるような献立作成に取り組んでいく。

また、食材価格高騰のため、スチームコンベクションの活用や素材の味を生かした調理、利用者の体調・状態に合わせた食事の提供に努めた上で、水道光熱を無駄に使用しないように2時間前調理の徹底を調理員皆で共有していく。

衛生面においても業者による月1回の害虫駆除に併せて食堂・厨房の消毒の徹底し、食中毒や感染対策に取り組んでいく。

## 年間スケジュール

提供月	イベント	提供メニュー
4月	創立記念	赤飯・唐揚げ・茶碗蒸し
5月		バーベキュー
7月	暑気払い/嗜好調査	そうめん流し
	土用の丑	セレクトメニュー（うな井・牛丼）
9月	セレクトメニュー	ちゃんぽん・パリパリ焼きそば
10月	くんわ祭り	焼きそば・焼き鳥 等
11月	嗜好調査	
12月	餅つき	餅・ぜんざい・豚汁 等
	クリスマス	ローストチキン・ケーキ
	大晦日	年越しそば・ぶりの照り焼き
1月	元旦	赤飯・おせち・雑煮 等
	春の七草	七草がゆ
	どんどや	バーベキュー
2月	節分	恵方巻・甘納豆
3月	ひな祭り	ちらし寿司・松風焼き・桜餅

※毎月工賃支給日には特別な食事の提供

※誕生月の利用者には献立にデザートを提供

※毎月給食会議の実施

## 5 虐待防止委員会

- 1, 虐待についての理解度によるグループ分けを行い、研修会を実施する。
- 2, 令和5年度より意見箱を設置する。  
※利用者や職員から虐待と思われる言動について記入後、投函していただく。
- 3, 毎月末、虐待防止マネージャーが意見箱の確認を行う。  
※提出された事案に対しては委員会にて精査し、職員会議での周知や個別指導を行う環境を整える。
- 4, 虐待と思われる言動があった職員に対しては、指導後、個別面談を定期的  
に実施しながら当事者のケアや指導を行い、状況を記録する。
- 5, 新任職員の虐待についての研修会の実施。
- 6, 定期的な研修会の実施。
- 7, ハラスメントマニュアルの見直し及び整備。

虐待防止・身体拘束適正化委員会予定表

	内容	虐待防止・身体拘束適正化委員会
4月	虐待防止勉強会（第1回）	
5月	ストレスチェック	委員会の開催（第1回）
6月	虐待防止勉強会（第2回）	
7月	グループ研修、新任研修	委員会の開催（第2回）
8月	虐待防止勉強会（第3回）	
9月	グループ研修	委員会の開催（第3回）
10月	虐待防止勉強会（第4回）	
11月	グループ研修	委員会の開催（第4回）
12月	虐待防止勉強会（第5回）	
1月	グループ研修	委員会の開催（第5回）
2月	虐待防止勉強会（第6回）	
3月	グループ研修	委員会の開催（第6回）

※新任職員の研修会は入職時に都度行うものとする。

## 6 施設年間行事

	施設行事	会議開催	施設内研修計画
4月	花見	職員会議 給食会議	事業計画及び予算について
5月	水防訓練	職員会議	口腔ケアについて（外部講師）
6月		職員会議 嗜好調査	虐待・身体拘束廃止 及び 人権擁護について
7月	防火訓練	職員会議 給食会議	救急措置について
8月		職員会議	ハラスメント防止について
9月	自然災害訓練 （消防立合）	職員会議	障害者及び実施事業について
10月	くんわ祭り	職員会議 給食会議	障害・精神薬について（外部講師）
11月	利用者旅行 （介護）	職員会議 嗜好調査	感染症予防研修
12月	餅つき	職員会議	接遇、コミュニケーション 技術研修
1月	どんどや	職員会議 給食会議	事故防止 ヒヤリハットについて
2月	利用者旅行 （就労）	職員会議	虐待・身体拘束廃止 及び 人権擁護について
3月	防災訓練	職員会議	非常災害時の対応 及び 防災訓練について

※担当者会議・ケース会議・モニタリング等に関しては随時行っていく。